

電子申請・届出システムについて

電子申請・届出システム導入の背景

- ▶ 介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む）に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用するよう、介護保険法施行規則の改正（令和6年4月1日施行）が行われた。
- ▶ 令和7年度までにすべての地方公共団体で電子申請届出システムを利用開始することとされている。

介護保険法施行規則（抜粋）

（申請等の手続における電子情報処理組織の使用）

第百六十五条の七 次に掲げる申請、申出又は届出（以下この条において「申請等」という。）は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。）により提出しなければならない。

1. 第百十四条第一項若しくは第二項、第百十五条第一項若しくは第三項、第百十六条第一項若しくは第三項、第百十七条第一項若しくは第三項、第百十八条第一項若しくは第三項、第百十九条第一項若しくは第二項、第百二十条第一項若しくは第三項、第百二十一条第一項若しくは第三項、第百二十二条第一項若しくは第三項、第百二十三条第一項若しくは第三項、第百二十四条第一項若しくは第三項、第百二十五条第一項若しくは第三項、第百二十六条の十三第一項、第百三十一条の二の二第一項若しくは第二項、第百三十一条の三第一項若しくは第二項、第百三十一条の三の二第一項若しくは第三項、第百三十一条の四第一項若しくは第三項、第百三十一条の五第一項若しくは第三項、第百三十一条の六第一項若しくは第三項、第百三十一条の七第一項若しくは第二項、第百三十一条の八第一項若しくは第二項、第百三十一条の八の二第一項若しくは第二項、第百三十一条の十六第一項、第百三十一条の十七第一項、第百三十一条の十八第一項、第百三十二条第一項若しくは第二項、第百三十四条第一項若しくは第二項、第百三十六条第一項、第三項、第四項、第六項若しくは第七項、第百三十八条第一項、第三項、第四項、第六項若しくは第七項、第百四十条の四第一項若しくは第三項、第百四十条の五第一項若しくは第三項、第百四十条の六第一項若しくは第三項、第百四十条の七第一項若しくは第三項、第百四十条の九第一項若しくは第三項、第百四十条の十第一項若しくは第三項、第百四十条の十一第一項若しくは第三項、第百四十条の十二第一項若しくは第三項、第百四十条の十三第一項若しくは第三項、第百四十条の十四第一項若しくは第三項、第百四十条の二十四第一項若しくは第三項、第百四十条の二十五第一項若しくは第三項、第百四十条の二十六第一項若しくは第三項、第百四十条の三十二第一項若しくは第三項又は第百四十条の六十三の五第一項若しくは第二項の規定による申請
2. 第百二十九条第一項、第百三十条第一項、第百三十条の五第一項、第百三十一条の十一の九第一項、第百四十条の十七の六第一項、第百四十条の二十第一項、第百四十条の二十一第一項又は第百四十条の二十八の二第一項の規定による申出
3. 第百三十一条第一項、第三項若しくは第四項、第百三十一条の十一の十第一項（同条第二項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）、第百三十一条の十三第一項、第三項若しくは第四項、第百三十一条の十三の二第一項、第百三十三条第一項から第三項まで、第百三十五条第一項若しくは第二項、第百三十七条第一項から第三項まで、第百四十条の二の二第一項から第三項まで、第百四十条の二十二第一項、第三項若しくは第四項、第百四十条の二十八の三第一項（同条第二項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）、第百四十条の三十第一項、第三項若しくは第四項、第百四十条の三十五第一項若しくは第二項、第百四十条の三十七第一項から第三項まで又は第百四十条の六十二の三第二項第四号から第六号までの規定による届出

指定申請・更新申請

特例に係る別段の申出

変更届等

<現状>

京都府では、

令和7年1月から、電子申請・届出システムの受付を開始。

ただし、現時点では、従来の紙による申請・届出の受付も併用している状況。



令和7年10月～

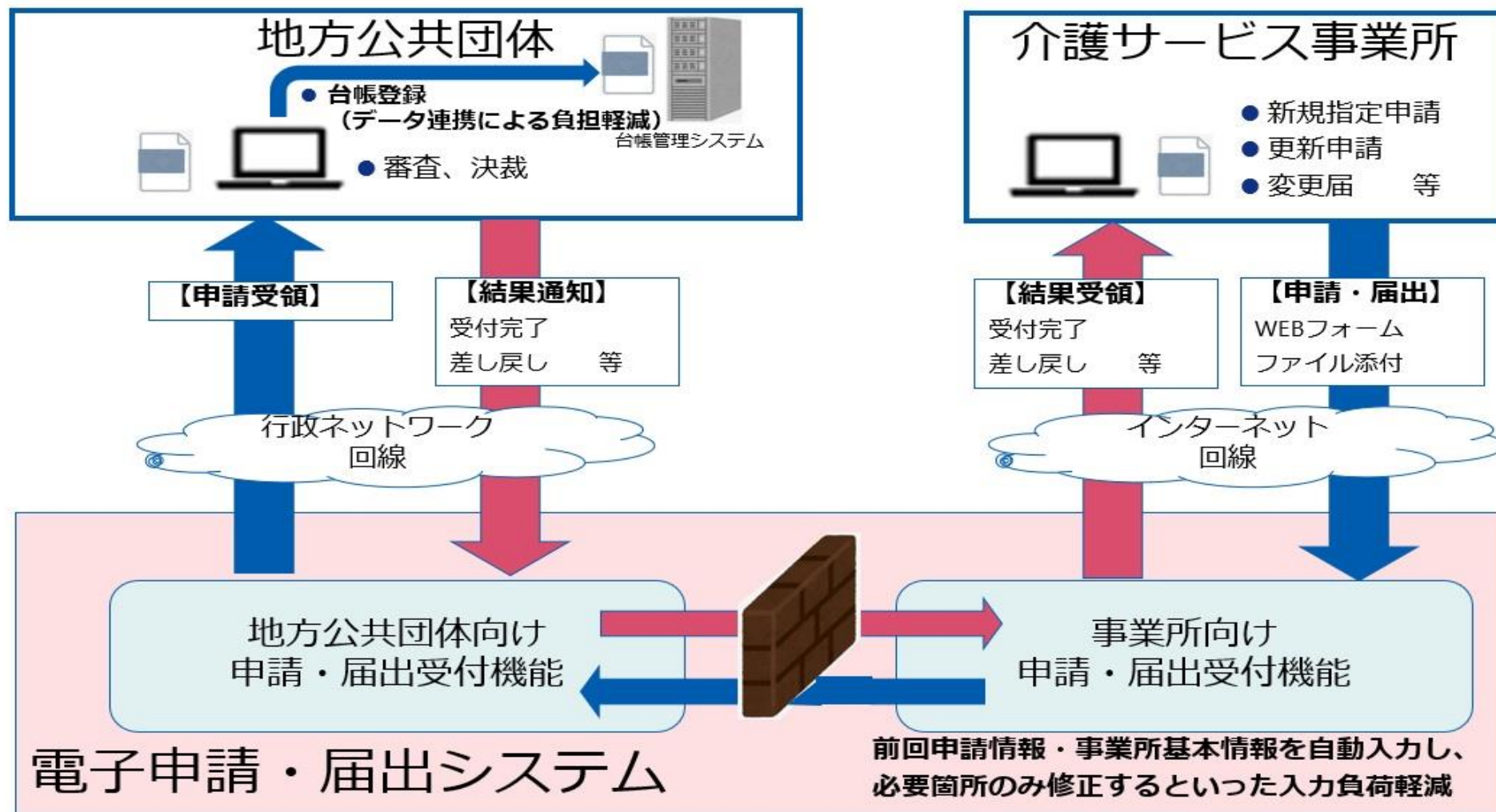
電子申請・届出システムを使用した

電子申請の原則化

(全サービス対象) ※みなし指定事業所含む

電子申請・届出システムについて

※令和7年度までに、全ての指定権者（約1,800団体）において利用開始・システム利用の原則化



機能

概要

①GビズIDによるログイン

介護サービス事業所が「GビズID」を用いて指定申請機能にログインできる。
※GビズID・・・行政手続等において手続を行う法人等を認証するための仕組み（法人・個人事業主向け共通認証システム）

②申請・添付ファイルの提出

介護サービス事業所は、オンラインにより新規指定申請、変更届出、更新申請等について、必要な項目を入力、またファイルをアップロードし、提出することができる。その他、以下を行うことができる。

- 提出した申請・届出の様式一式をダウンロードし、印刷する
- 加算の届出等について、添付書類としてアップロードして提出する
- 提出した申請・届出の受付状況を申請一覧上で確認する
- 新たな申請・届出を行う際には、前回の申請情報に基づいて入力内容がプリセット表示される

③受付完了・差戻し通知

指定権者は介護サービス事業所の提出した申請・届出等の内容に不備がないことを確認し、介護サービス事業所へ受付が完了した旨を通知する。その他、以下を行うことができる。

- 提出内容に不備がある場合に申請者に差し戻す
- 受付完了又は差戻しの通知時に、受付結果のコメントの記入Ⅲファイルを添付する

【ログイン画面】

介護サービス情報指定申請システム

[お問い合わせ先](#) [ヘルプ](#) [ご利用条件](#)

gBizIDでログインする

 gBizIDでログインする

 gBizIDを作成する

[このページのトップへ](#)

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

GビズIDの作成について

- ▶ 電子申請・届出システムの利用にあたっては、「GビズID」（プライム又はメンバー）が必要となります。

・ ※GビズID・・・法人・個人事業主向け共通認証システム。

GビズIDアカウントにより複数の行政サービスを利用できる。

	アカウント 種別	利用可能な 行政サービス	アカウントの 作成方法
法人代表者 個人事業主	プライム	すべて	審査を行って作成 ※時間がかかる場合があります
従業員	メンバー	制限あり（小）	プライムによる作成
誰でも	エントリー	制限あり（大）	審査を行わず作成

GビズIDの作成について

▶ GビズIDプライムの作成には、

1) オンライン申請（最短即日発行）

→法人代表者がマイナンバーカードをお持ちの場合

2) 書類郵送申請（発行まで2週間程度）

→法人代表者がマイナンバーカードを持っていない場合

※申込が完了してから発行までに時間を要しますので、余裕をもった手続きをお願いします。

▶ アカウント作成は[こちら](#)のページから

▶ GビズIDに関するお問い合わせ

・ 電話番号：0570-023-797

電子申請・届出システムについて

▶ 電子申請・届出システムへのログイン

以下のURLからログインください。

【[電子申請・届出システム | ログイン](#)】

▶ 操作マニュアル、操作ガイド等については、上記システム内の右上「ヘルプ」から、最新のものをご確認ください。

▶ 厚生労働省YouTubeチャンネル

【[介護事業所・施設向け電子申請届出システムの操作説明 - YouTube](#)】

申請届出サブシステム対象外の手続き

- ▶ 以下の手続きについては従来どおり、別のシステムを使って届出等を行ってください。
 - ・ 介護保険サービス事業者の業務管理体制の届出
 - ・ 介護サービス情報の公表
 - ・ 介護サービス事業者経営情報の報告（※）
- （※） GビズIDを使ってログインすることは共通

10月から、電子申請・届出システムの原則利用化が始まります
事業者の皆様におかれましては、ご準備をお願いします